

海とつながる自然体験デー in 北部シーサイド 出店概要

- ① 出店の対象者
 - ・出店の対象者は、特別な場合を除いて土庄町内の事業者又は居住者を優先します。
- ② テント及び備品の設置
 - ・テント及び備品の運搬、組み立ては各自でお願いします(テントなしも可)。
 - ・使用後も所定の位置まで返却してください。
- ③ 出店ご契約の内容
 - ・商品や調理方法や内容について、申込時と同じでない場合は、事前に主催者へご連絡ください。
 - ・出店の登録が成立していることを利用して、権利売買、期間貸与や一時貸し、代理出店依頼など、ご契約者とご契約内容以外の出店は一切禁止となります。
- ④ 持ち込み機材の設置場所
 - ・設営した備品、什器、看板、椅子、机などは区画内に設置してください。
- ⑤ 販促行為の範囲
 - ・拡声器、音響再生装置など増幅音を生じる装置の使用はご遠慮ください。
 - ・音が生じる演奏や楽器などの演奏はご遠慮ください。
- ⑥ 搬入・搬出及び駐車
 - ・複数台の車両で来場する場合、関係者の車両は可能な限り北浦グラウンドに移動してください。
- ⑦ 廃棄物の処理
 - ・店舗でのごみは持ち帰ってください。
- ⑧ 火気の使用
 - ・火気を使用する場合は、申出下さい。(消防への届出が必要なため)
 - ・また「業務用消火器」を持参下さい。不明な点は、事務局へご相談下さい。
 - ※火気とは、ガスコンロ・フライヤー・ホットプレート・発電機・炭を燃料にする調理具など。
湯沸かしポット・コーヒーメーカー・綿菓子機・ポップコーン機などは対象外です。
- ⑨ 保健所の届け出
 - ・届け出が必要なお店は必ず手続きを行なってください。詳しくは保健所へお問い合わせください。
- ⑩ 事務局指示の厳守
 - ・イベント開催中においては、事務局の指示に従って頂きます。
- ⑪ 会場の清掃のお願い
 - ・イベント終了後、出店者の皆様も清掃にご協力をお願いします。
- ⑫ 県暴力団排除条例に係る誓約書・身分証明書の提出
 - 「県暴力団排除条例」により、イベント出店者の警察による身分照会が求められています。
 - 販売行為を行うイベント出店に関わる方全員の運転免許証等(顔写真入りの身分証)の写しと別紙の誓約書に署名したものを事務局まで提出下さい。